

食品安全委員会第600回会合議事録

1. 日時 平成28年3月29日（火） 14：00～15：45

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 平成28年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

（厚生労働省からの報告）

(2) 平成28年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

（農林水産省からの報告）

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 7品目（〔7〕はポジティブリスト制度関連）

〔1〕 トリホリン

〔2〕 ピラクロストロビン

〔3〕 ファモキサドン

〔4〕 フェンキノトリオン

〔5〕 フェンピラザミン

〔6〕 メタミホップ

〔7〕 バリダマイシン

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 1品目

トリプトレリン酢酸塩

（厚生労働省からの説明）

(4) 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件について

(5) 平成28年度食品安全委員会運営計画について

(6) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(7) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「クレトジム」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「RN-No. 2株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリ

ウム」に係る食品健康影響評価について

- ・ 遺伝子組換え食品等「*p*-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について
- ・ 飼料添加物「*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼ」に係る食品健康影響評価について

(8) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第20回：平成26年9月末時点)

(9) 平成28年度食品安全モニターの依頼について

(10) 食品安全関係情報（2月20日～3月4日収集分）について

(11) ワーキンググループの設置について

(12) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長

農林水産省 林畜水産安全管理課長補佐

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、植木情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、
木下リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

資料1 平成28年度食品健康影響評価依頼について

資料2 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成28年度）について

資料3-1 食品健康影響評価について

資料3-2 「トリホリン」「ピラクロストロビン」「ファモキサドン」「フェンキノトリオン」「フェンピラザミン」「メタミホップ」「バリダマイシン」「トリプトレリン酢酸塩」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料4 「平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する審議結果」についての意見・情報の募集結果について

資料5 平成28年度食品安全委員会運営計画（案）

- 資料 6 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2>
- 資料 7-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<クレトジム>
- 資料 7-2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼ>
- 資料 7-3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<RN-No. 2株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム>
- 資料 7-4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（食品）>
- 資料 7-5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（飼料）>
- 資料 7-6 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<Schizosaccharomyces pombe ASP595-1株が生産する6-フィターゼ>
- 資料 8 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第20回：平成26年9月末時点）
- 資料 9 平成28年度食品安全モニターの依頼について
- 資料10-1 食品安全関係情報（2月20日～3月4日収集分）について
- 資料10-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報
- 資料11-1 清涼飲料水等に関するワーキンググループの設置について（案）
- 資料11-2 評価技術企画ワーキンググループの設置について（案）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第600回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から山本基準審査課長、農林水産省から林畜水産安全管理課長補佐に御出席いただいております。

本日の食品安全委員会は、平成15年7月1日に第1回委員会会合が開催されてから、第600回目という節目となる委員会となります。この間、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に2,061件の食品健康影響評価を行い、また、分かりやすい情報提供やリスクコミュニケーションに努めてまいりました。食品安全委員会は、今後とも国民の皆様の健康保護を最優先に、科学に基づき食品の安全性の確保に取り組んでいきたいと思っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第600回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は19点ございます。

資料1が「平成28年度食品健康影響評価依頼について」。

資料2が「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成28年度）について」。

資料3-1が「食品健康影響評価について」。

資料3-2が「『トリホリン』『ピラクロストロビン』『ファモキサドン』『フェンキノトリオン』『フェンピラザミン』『メタミホップ』『バリダマイシン』『トリプトレリン酢酸塩』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」。

資料4が「『平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する審議結果』についての意見・情報の募集結果について」。

資料5が「平成28年度食品安全委員会運営計画（案）」。

資料6が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料7-1が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料7-2から資料7-5が、いずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料7-6が「飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料8が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第20回：平成26年9月末時点）」。

資料9が「平成28年度食品安全モニターの依頼について」。

資料10-1が「食品安全関係情報（2月20日～3月4日収集分）について」。

その関連資料として資料10-2が「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」。

資料11-1が「清涼飲料水等に関するワーキンググループの設置について（案）」。

資料11-2が「評価技術企画ワーキンググループの設置について（案）」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 平成28年度食品健康影響評価依頼予定物質について(食品中の暫定基準を設定した農薬等)

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

最初に「平成28年度食品健康影響評価依頼予定物質について(食品中の暫定基準を設定した農薬等)」です。

厚生労働省の山本基準審査課長から御報告がありますので、よろしくお願いたします。

○山本基準審査課長 厚生労働省基準審査課の山本でございます。よろしくお願いたします。

御説明させていただく前に、今、委員長から、600回を重ねられたということで、厚生労働省からも発足以来、いろいろな山のような案件を評価依頼させていただいておりました、本件の資料1の案件もその山のようなの一端ではございますが、食の安全安心を達成するためにも、科学的なリスク評価、あるいはリスクコミュニケーションというのは必要不可欠と考えております。これまでのお取り組みに厚生労働省といたしましても厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも何とぞよろしくお願申し上げます。

それでは、気を取り直して、資料1を説明させていただきたいと思えます。

先生方、御案内のとおり、平成18年に農薬あるいは動薬、飼料添加物等、ポジティブリスト制度を導入いたしました。当時、資料1を1枚おめくりいただきまして、758の物質につきまして暫定的に基準値を設定いたしました。これらについて、以来、順次、食品安全委員会での健康影響評価の結果をいただきながら、あるいはこちらから依頼をさせていただきながら、暫定基準の見直しを進めているところでございます。

平成28年3月22日時点で、暫定基準、当初の758のうち、これまで600について評価をお願し、また、そのうち384について評価結果をいただいております。来年度、平成28年度において、どのように厚生労働省としてこの分野の食品健康影響評価をお願しているかということを、以降、御説明させていただきます。

「2. 暫定基準見直しの基本的な考え方」でございますが、現在、健康影響評価のお願いをまだ実施していない物質は158ございます。このうち、国内での登録あるいは承認等がございますのが45、一方、国内での登録、承認等がないものが113となっております。内訳

は別添2にお示ししておりますが、どちらにおいても引き続き、関係府省との調整あるいは協議を経ながら、計画的に評価依頼を進めていきたいと考えております。

特に後者の国内での登録、承認等がない113物質につきましては、昨年度も御説明をさせていただきましたが、毒性や残留試験データだけではなくて、使用実態についてもなかなか情報が集まらない、あるいは入手しがたい物質が多くなってきております。こういった評価に必要な資料の全部または一部が入手困難な物質につきましては、一旦、暫定基準を削除して、いわゆる一律基準でのリスク管理措置に移すことを検討しております。現在、そのための作業を進めているところでございますが、この点につきましても、恐らく来年度、食品安全委員会あるいは事務局の方々と御相談をしながら、できるだけ円滑に進めていきたいと考えております。

3. でございますが、総数158のまだ食品健康影響評価依頼を行っていない物質のうち、現時点、資料入手がある程度可能ではないかと思っているものが、別添2、分類の2-1までの77物質と考えております。これにつきまして、入手可能という部分をできるだけ速やかに作業を進めまして、食品健康影響評価依頼に結び付けたいと考えております。

「4. その他」といたしまして、平成27年3月から、農薬につきまして、急性参照用量（ARFD）を考慮した既存の残留農薬の基準見直しを開始しております。いわゆる既存の見直しのための優先順位づけ、あるいはそれらの農薬につきまして、順次、これも計画的に食品安全委員会に評価依頼を出させていただきたいと考えておりますので、関係府省間での調整協議の上で、またよろしくお願いたしたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございますが、別添1で、毎年アップデートしている数のグラフをつけております。おかげさまで進んできてはおりますが、来年度、なお一層、取り組みを強化してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今、御報告いただいた内容について、何か質問等ございましたら、お願いたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 最後のところで急性参照用量の話がありましたけれども、あれに伴って基準値みたいなものをどうする、こうするというのは、どれぐらい話が進んでいるのでしょうか。

○山本基準審査課長 現在、四、五十の優先物質をピックアップいたしまして、それらは少し精緻な作業を一つ一つ深掘りしております。中にはもう申請とともに食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いしているものもございまして、できれば2年以内に40ぐらい、

食品健康影響評価依頼を実現したいと考えております。そのあたりにつきましては、引き続き、事務局を通じて調整なりお願いをさせていただきたいと考えております。

○村田委員 基準値がそれによって変わったりすることはあると考えてよろしいのでしょうか。

○山本基準審査課長 はい。もちろん変わり得ると思っております。そのために見直しなり確認です。あくまで、食品安全委員会でARFDをつけていただいて、そのARFDをもとに作業した結果ではございますが、あり得ると思っております。

○佐藤委員長 他に何か御質問等ございますか。よろしゅうございますね。

それでは、本件について、厚生労働省におかれましては、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画に基づいて評価依頼がなされるよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

(2) 平成28年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成28年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）」です。

農林水産省の林畜水産安全管理課長補佐から御報告がありますので、よろしくお願ひいたします。

○林畜水産安全管理課長補佐 農林水産省畜水産安全管理課の林でございます。

本来でありますれば当方の課長、磯貝が御説明さしあげるべきところでございますが、本日は所用によりまして出席できません。かわりに私の方から御説明させていただきます。

それでは、配付資料の2を御覧ください。

当省から28年度に食品健康影響評価依頼を予定する物質について御報告いたします。

飼料の残留農薬の基準値のうち、平成18年に設定いたしました基準値につきましては、順次、食品安全委員会に評価を依頼することとしておりまして、年度ごとに、その評価依頼の予定を御報告しております。来年度につきましては、「記」に記載してありますとおり、9つの物質の評価依頼を予定しております。

また、先ほど厚生労働省から評価依頼の予定について御報告がございましたが、当省が評価依頼を予定する9つの物質のうち、食品にも残留基準値がある農薬につきましては、厚生労働省と同時に評価依頼するよう進めてまいります。

簡単でございますが、以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。よろしいですか。

農林水産省におかれましても、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼がなされるよう、よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○林畜水産安全管理課長補佐 どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料3-1にありますとおり、厚生労働大臣から、3月22日付で農薬7品目、動物用医薬品1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

まず、厚生労働省の山本基準審査課長から説明をお願いいたします。

○山本基準審査課長 それでは、よろしくお願いいたします。

資料3-2に沿って、御説明をさせていただきます。農薬あるいは動物用医薬品、合計8剤でございます。

1枚おめくりいただきまして、1剤目でございますが、トリホリンでございます。今回、農薬取締法に基づきます適用拡大申請が寄せられております。本件につきましては、ポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しにつきまして、平成24年に食品健康影響評価依頼をさせていただいておりますので、今回の適用拡大申請に係る部分もあわせて評価をお願いできればと考えております。

剤につきましてでございますが、用途は殺菌剤でございます。

日本における農薬登録はなされております。今回、ピーマンやねぎへの適用拡大申請が提出されております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでADIが0.03 mg/kg 体重/day、ARfDが0.3 mg/kg 体重とされております。国際基準は、りんご、ブルーベリー等に設定されておまして、また、諸外国におきましても、米国を初めとして、ここに記載いたしますような作物に基準が設定されております。

食品安全委員会で評価をいただきますのは、今回が初めてでございます。

続きまして、2品目め、ピラクロストロビンでございます。農薬取締法に基づきます適用拡大申請が提出されております。

用途は殺菌剤でございます。

日本における登録状況でございますが、農薬登録なされておりました、適用作物として、りんご、なし等が掲げられております。今回、キウイフルーツ、アスパラガスなどへの適用拡大申請が提出されております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでは、ADIが0.03 mg/kg 体重/day、ARfDが0.05 mg/kg 体重とされております。国際基準では、小麦、大豆、りんご等に基準値が設定されており、諸外国におきましても、米国におけるアボカド、バナナ等を初めといたしまして、ここに記載しますような作物に基準値が設定をされております。

食品安全委員会では何度か評価をいただいておりますが、直近の評価結果では、ADIが0.034 mg/kg 体重/dayといった内容をいただいております。

続きまして、3剤目でございますが、ファモキサドンでございます。本件につきましても、農薬取締法に基づきます適用拡大申請が提出されております。

用途は殺菌剤でございます。

日本において農薬登録はなされておりますが、今回、ブロッコリーへの適用拡大申請が提出されております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでADIが0.006 mg/kg 体重/day、ARfDが0.6 mg/kg 体重とされております。国際基準では、小麦、大麦、ばれいしょ等に基準値が設定されており、諸外国におきましても、米国でのトマト、ばれいしょ、ほうれんそう等を初めとして、ここに記載しますような作物に基準値が設定をされております。

食品安全委員会での評価といたしまして、平成25年4月に評価結果をいただいておりますが、その中では、ADIが0.006 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、フェンキノトリオンでございます。こちらについては、農薬取締法に基づきます新規の登録申請が寄せられております。

用途といたしましては除草剤でございます。

日本においては農薬登録がなされておらず、今回、移植水稻への新規登録申請を提出してきております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価の実績はなく、国際基準あるいは主要5カ国での基準設定もございません。

食品安全委員会で評価をいただきますのは、今回初めてでございます。

続きまして、フェンピラザミンでございます。本件につきましては、今回、農薬取締法に基づきます適用拡大申請が寄せられておりますが、また一方、インポートトレランス申請も提出されております。

用途といたしましては殺菌剤でございますが、日本におきまして農薬登録がなされてお

ります。今回、すいかやメロンへの適用拡大申請が提出されております。

国際機関や海外での評価状況でございますが、JMPRでは毒性評価の実績はなく、国際基準も設定されておられません。一方、諸外国におきましては、米国でのアーモンド、レタス、ピスタチオ等に始まって、ここに記載しますような国々で様々な作物に設定をされております。今回のインポートトレランス申請の中では、米国のレタス、ラズベリー等の基準を参照しながらの基準設定が要請されております。

食品安全委員会では、平成24年6月に評価結果を出していただいております。その中では、ADIが0.12 mg/kg 体重/dayとされております。

続きまして、メタミホップでございます。本件も、農薬取締法に基づきます新規登録申請が寄せられております。

用途といたしましては除草剤でございます。

日本において農薬登録はなされておらず、今回、移植水稻への適用を含んだ新規登録申請が提出されております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価の実績はなく、国際基準も設定されておられません。また、諸外国での基準値設定状況でございますが、主要5カ国での基準設定はございません。

食品安全委員会で評価いただきますのは、今回初めてでございます。

続きまして、バリダマイシンでございます。本件は、農薬取締法に基づきます適用拡大申請が寄せられております。この剤につきましては、ポジティブリスト制度の際に設定いたしました暫定基準の状態でございますので、あわせて暫定基準見直しの評価依頼もさせていただきますと考えております。

用途といたしましては殺菌剤でございます。

日本において農薬登録なされておまして、今回、ブロッコリーやうめ等への適用拡大の申請が提出されております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでは毒性評価の実績なし、国際基準の設定もございません。また、主要5カ国での基準設定もございません。

今回、食品安全委員会で初めて評価をいただくものでございます。

最後がトリプトレリン酢酸塩でございます。本件につきましては、インポートトレランス申請が提出されております。

用途といたしましては、離乳後の雌豚における人工授精適期の同期化でございます。

日本において動物用医薬品として承認はされておられません。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JECFAでの毒性評価実績はございません。国際基準も設定されておられません。一方、諸外国におきましては、米国で豚に対して使用され、また、基準値は設定する必要なしという見解が出されております。同様にカナダでも、豚に対して設定する必要なしといった結果が出ております。EUにつきましても、全ての食用動物において設定する必要なしといった結果が出ております。今回のインポートト

レランス申請でございますが、このような使用されている米国、カナダ、EUの豚に対する基準を参照して、我が国の基準設定あるいは検討を依頼しております。

食品安全委員会で評価いただきますのは、今回が初めてでございます。

最後に、別添2といたしまして、食品安全委員会に評価依頼を2回目以降お願いするものにつきまして、追加データを出ささせていただいておりますものを列記しております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 1つ教えてほしいのですけれども、殺菌剤のバリダマイシンというものがありますが、これは作用機作のところにトレハロースの分解酵素の活性を阻害することによりと書いてあるのです。何かとても変わっている気がするのですが、これは多分、かびに効くのだと思うのですけれども、一般的にかびにトレハロースというのは余り関係ない気がするのですが、何か特別な植物の病気でそういうものがあると理解してよろしいのでしょうか。

○山本基準審査課長 手元の資料によりますと、トレハラーゼ阻害活性であることが解明され、それによって細菌性病害防除剤としてその用途が開発されたというようなことが記載されておりますので、この作用機作で、いわゆる食物の殺菌、防かびになりますか、そういう疾病に対して効果があるということのようでございます。

○村田委員 分かりました。

○佐藤委員長 珍しいメカニズムのような気がしますね。

他に何か御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。

ただ今、厚生労働省から御説明いただいたもののうち、農薬「ピラクロストロビン」「ファモキサドン」「フェンピラザミン」の3品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、御説

明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉田委員 分かりました。

まず、農薬「ピラクロストロビン」につきましては、今回、催奇形性試験等の結果が、また、農薬「ファモキサドン」につきましても、動物体内運命試験や家畜残留試験等の結果がそれぞれ追加提出されておりますので、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると認められます。

また、農薬「フェンピラザミン」につきましては、試験成績としては作物残留試験の結果のみの追加なので、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えますが、しかし、農薬専門調査会におきましては急性参照用量の設定が進められておりますので、今回の評価要請とともに、急性参照用量の設定を含めて、農薬専門調査会で調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

農薬「トリホリン」につきましては、平成24年7月に、先ほど御説明がありましたように評価要請の説明がなされ、農薬専門調査会が担当の専門調査会でありますことから、あわせて農薬専門調査会において審議をしてはいかがでしょうか。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明によれば、委員会が既に結果を有している農薬3品目と、平成24年7月に評価要請を受けている農薬1品目を含め、農薬専門調査会で審議するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

農薬「フェンキノトリオン」「メタミホップ」「バリダマイシン」については、農薬専門調査会において審議することといたします。

また、動物用医薬品「トリプトレリン酢酸塩」については、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

山本課長、ありがとうございました。

○山本基準審査課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

(4) 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件について」です。

本件については、本年2月16日の第595回委員会会合において、企画等専門調査会の審議結果について審議を行いました。その結果、平成27年度の「自ら評価」の案件を「アレルギー物質を含む食品」とすることについて、意見・情報の募集を行い、それを踏まえた上で、本委員会において最終的に「自ら評価」案件を決定することといたしました。これを受けて、2月17日から3月17日までの間、意見・情報の募集が実施されましたので、その結果について、事務局から報告をお願いいたします。

○小森総務課長 案件候補の「アレルギー物質を含む食品」に関しまして、「自ら評価」を行う必要性、「自ら評価」として実施する際に用いる評価手法等、考慮すべき点について、意見・情報の募集を行いました。期間中、2月17日から3月17日までの間に意見・情報はありませんでした。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、「アレルギー物質を含む食品」を平成27年度の「自ら評価」案件として決定することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それでは、本件については、まず、事務局において評価に必要となる情報の収集、整理を行ってください。

(5) 平成28年度食品安全委員会運営計画について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「平成28年度食品安全委員会運営計画について」です。

本件については、本年2月16日の第595回委員会会合において取りまとめた案について意見募集を行うことといたしました。それを踏まえた上で、本委員会において最終決定を行うことといたしております。

これを受けて、2月17日から3月17日までの間、意見募集が実施されましたので、その結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、お手元の資料5に基づきまして、御説明いたします。

17ページを御覧ください。意見を募集した結果、2つの意見が運営計画（案）について

出てきてございます。この2つの意見について、御紹介させていただきたいと思います。

意見の1つ目でございますが、内容は主に2点でございます。

1つ目が、予防原則による評価を行ってくださいということでございます。

回答といたしましては、その右側に書いてございます、国民の健康への悪影響の未然防止については、食品安全基本法第5条において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって遵守されるべき基本理念とされており、予防原則の考え方も含まれています。この基本理念に基づき、適切に健康影響評価を行ってまいりますという回答を用意してございます。

この1つ目の意見の2つ目の点でございますけれども、リスクコミュニケーションで消費者の声を聞いてくださいということでございます。

運営計画（案）が意見交換会の重点対象を教育関係者とするとしてあったところから、これは消費者軽視ではないかという御意見でございます。これに対します食品安全委員会の回答といたしましては、右の欄にございますように、本年に引き続き、消費者団体との意見交換会、国際シンポジウム、パブリックコメント中の意見交換会、全国各地で行うリスクアナリシス講座等において、消費者との意見交換を行っていくこととしています。運営計画（案）の第6の1（2）で、意見交換会の重点対象を教育関係者とした趣旨は、食品安全に関する科学的な基礎知識の普及が必要であるとの認識のもと、主に地方公共団体との共催で行う意見交換会において、将来を担う世代に波及効果が高いと考えられる教育関係者を重点対象としたものであり、消費者を軽視しているものではありません。

また、平成27年5月にまとめられた「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」の4（6）科学的な基礎知識の普及を反映するものだという回答を用意してございます。

続きまして、2つ目の意見でございます。こちらは内容を4点に整理されると思います。1点目は、整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してくださいということでございます。

それに対する回答といたしましては、御指摘いただいた未策定のガイドラインの策定の重要性については認識しているところであり、現在、農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドライン等の策定に向け、審議・検討を進めているところだという回答を用意してございます。

御意見の2つ目のポイントといたしましては、食品添加物に指定された時期が古く安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行うべきですというものでございます。

これに対します回答といたしましては、食品添加物は基本的には企業申請品目であることから、原則として食品健康影響評価が自ら評価するのではなく、企業やリスク管理機関がデータをそろえ、リスク管理機関から諮問されるべきものと考えています。厚生労働省において危害情報を収集・整理した上で、必要に応じ、リスク管理のあり方を検討すべき

であることから、御意見については、厚生労働省に伝えますという回答を用意してございます。

意見の3点目でございますが、報告書「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」の考え方に基づいたリスクコミュニケーションが行われるよう、関係省庁や関係機関に働きかけてくださいというふうなものでございます。

これに対する回答といたしましては、本報告書を関係省庁間のリスクコミュニケーション担当者会議で配布し、本報告書の考え方に基づきリスクコミュニケーションが行われるよう働きかけています。また、御指摘の報告書は、食品安全委員会のホームページ上で公開するとともに、冊子を作成して、地方公共団体等に配布し、周知に努めています。また、御指摘のとおり、教育関係者への情報提供は重要と認識しています。昨年より、教育委員会と教員に対する研修会等の取り組みを行い、学校教育現場で食品安全の基礎知識を広めるためのツール作成についても検討していますという回答を用意してございます。

最後、御意見の4点目といたしましては、20ページでございますけれども、国民に対し、「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」を普及し、その趣旨に対する理解を広げてください。特に、高齢者や幼児を持つ母親などに対しては、重点的にコミュニケーションの場を設定してくださいということでございます。

これに対する回答といたしましては、いわゆる「健康食品」についてのリスクコミュニケーションについて御評価をいただき、ありがとうございます。平成28年1月に報告書及びメッセージについて、東京、岡山で説明会を開催しました。また、平成28年2月の全国食品安全連絡会議において地方公共団体の食品安全担当者に説明を行いました。さらに、ホームページ、Facebook、季刊誌等で情報発信を行い、冊子を作成して地方公共団体や図書館等に配布し、情報提供を行っています。

平成28年度については、リスクアナリシス講座の地方開催（8カ所）において説明するほか、「健康食品」に関する講師派遣の要望にも積極的に対応する等、いただいた御意見も参考にしながら、今後も幅広い層を対象として、多様なコミュニケーションを図っていきたく考えていますという回答を用意してございます。

こうした御意見の他に、運営計画についてちょっと変更しなくてはいけない点もありますので、21ページを御覧いただきまして、若干修正を入れてございます。本日「自ら評価」案件として「アレルギー物質を含む食品」というのが決定されましたことから、「『自ら評価』の実施」として「アレルギー物質を含む食品」も加えて、運営計画（案）の中に盛り込んでございます。

また、22ページでは、国際会議で日程が決まったものなどにつきまして、時点修正を加えてございます。

その他、21ページにおきまして、報告書の名称を正式なものとするなどの表現の適正化を加えて、運営計画（案）を改めてお手元に用意しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 回答はこれでいいと思うのですが、質問したかったのは、2枚目の御意見の2つ目に食品添加物のことがちょっと書いてあるのです。回答はこれではよろしいと思いますけれども、後半のところに、EFSAが再評価しているという話を書いてあって、それに対する答えは特に書いていないのですが、こういう動向も我々は見ていると考えてよろしいのでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 私どもは海外の情報も集めておりまして、そこでは特にEFSAの食品添加物の再評価も含めて十分ウオッチしてございまして、必要に応じて事務局内で情報を共有してございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

今のパブコメの答えのところ、細かいところなのですが、17ページの【回答1】の(2)のところなのですが、これは「本年に引き続き」ではなくて本年度でしょうね。

○小森総務課長 そのように修正させていただきます。

○佐藤委員長 細かいところで恐縮です。

他に何か御意見、御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(6) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件は、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。
まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2について、資料6の4ページに要約がございます。そこを御覧ください。

本添加物は、ホスホリパーゼA2の生産性を高めるために、*Aspergillus niger* NRRL3122株由来のGAM-53株を宿主として、ブタ膵臓由来のプロホスホリパーゼA2遺伝子を導入して作製されたPLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2です。

ホスホリパーゼは、リン脂質を加水分解する酵素であり、油脂食品のリン脂質分解等に使用されます。

なお、本生産菌株の構築過程において、選択マーカーとして利用するために*Aspergillus nidulans*由来のアセトアミダーゼ遺伝子が導入されましたが、結果的に除去されており、PLA-54株には存在していません。

本添加物については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

詳細については事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足をさせていただきます。

今の資料6の5ページをお開きいただきますと、概要がございます。概要については、今、御説明をいただいたとおりでございますけれども、ホスホリパーゼは、添加物としての使用が認められているものでございます。

今回の評価はⅡ. にございますけれども、第1の1にございますように、本添加物の評価において比較対象として用いられている添加物は、動物の膵臓由来のホスホリパーゼということでございます。

こちらが従来の添加物の説明になってございますが、今回の評価対象でありますホスホリパーゼA2は、6ページの下に5という項目がございますけれども、こちらに7ページにかけて記載をされてございます。製品名として何種類か記載されておりますけれども、以下、本件添加物についてをホスホリパーゼA2として記載されております。

7ページの（4）という項目がございますけれども、本品ホスホリパーゼA2は、既存のブタ膵臓由来ホスホリパーゼA2と、アミノ酸配列とタンパク質サイズが同じということが書かれてございます。

9ページに参りまして、第4の1という項目に挿入DNAの供与体について記載がございますけれども、この（1）にございますように、挿入DNAの供与体はブタということでございます。

少しページをおめくりいただきまして、11ページに、同じ第4の項目の続きなのですが、5の（2）という項目がございます。こちらに、最終的に宿主に導入された配列によりまして、目的以外のタンパク質を発現するORFが含まれていないということを確認す

るための検索結果について記載がされております。プロPLA2遺伝子の発現ユニットと宿主のDNAの接合部を含みます配列について検索を行ったところ、連続する30アミノ酸以上のオープンリーディングフレームが13個検出されたということでございますけれども、これらについて、アレルゲンデータベースによる既知アレルゲンとの相同性検索、それから、タンパク質データベースを用いました毒性タンパク質との相同性検索が行われておりまして、特に問題となるものはなかったということでございます。

こういった検討を踏まえまして、13ページの「食品健康影響評価結果」がございましたけれども、内容については、先ほど山添委員から御説明をいただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日から4月28日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 1つ確認なのですけれども、これはプロ体で入れていると思うのですが、最終的な製品は、プロ体はないということによろしいのですか。

○池田評価情報分析官 そういうことだと思います。

○佐藤委員長 他に何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(7) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬1品目、遺伝子組換え食品等4品目、飼料添加物1品目に関する食品健康影響評価でございます。

まず、農薬1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件は、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 お手元の資料7-1を御用意ください。除草剤でありますクレトジムについて、意見・情報の募集の期間が終わりましたので、その結果を御報告いたします。

3ページをお願いいたします。冒頭に審議の経緯がございまして、本年2月16日の第595回の本委員会におきまして、調査会での審議結果について御報告をさせていただいております。その翌日から、国民からの意見・情報の募集を行ったというものになります。

評価書の内容に関しましては、6ページの要約ですとか、あるいは56ページから始まっております食品健康影響評価のところを御覧いただくということで、説明は省略させていただきたいと思っております。

そして、今回行いました意見・情報の募集の結果につきましては、資料7-1の一番最後のページをお願いいたします。ページ番号を振ってございませぬけれども、ここに結果がございまして、期間中に寄せられました意見・情報はなかったということでございます。

したがって、本評価書(案)につきましては、その内容を変更することなく、厚生労働省にお返ししたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

特にパブリックコメントはなかったようですけれども、何か御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、本件については農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちADIを0.01 mg/kg 体重/日、ARfDを1 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、遺伝子組換え食品等4品目のうち、「ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼ」「RN-No. 2株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」「*p*-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品)」に関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、お手元の資料7-2から7-4までに基づきまして、御説明をいたします。

まず、7-2の評価書でございますが、おめくりいただきまして、1ページに審議の経

緯がございます。ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼというものなのですが、審議につきましては、2月9日の委員会で専門調査会での審議結果（案）の報告について審議がなされまして、3月10日まで御意見・情報の募集を行った案件ということでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、3ページに概要がございますけれども、評価対象飼料添加物の概要がございまして、用途はここに記載のとおりでございます。

また、このものは*Schizosaccharomyces pombe* ATCC38399株を宿主といたしまして、*E. coli* B株由来のフィターゼを発現する遺伝子を導入して作製した株を利用して生産されているものでございます。

なお、生産菌株が異なりますフィターゼは、現在、飼料添加物成分規格収載書に収載されておりまして、本件フィターゼにつきましては、飼料添加物としての基準及び規格の改正を必要とするということで、別途、この改正に係る健康影響評価も要請されております。

今回の評価は遺伝子組換えに関するところでございますけれども、評価結果につきましては、「Ⅱ．食品健康影響評価」の最後に記載されておりますように、4ページでございますけれども、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないという判断をいただいております。

最後のページに意見・情報の募集結果がございまして、期間中に御意見はございませんでした。

次の資料7-3と7-4につきましては、いずれも審議の経緯のところを御覧いただきますと、2月16日に委員会で審議結果（案）の報告について審議がなされまして、3月17日まで意見・情報の募集を行いました。

まず、7-3でございますけれども、RN-No. 2株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウムということでございます。

3ページにございますように、用途は調味料でございます。

このRN-No. 2株は、平成25年に評価済みの遺伝子組換え添加物の5'-イノシン酸二ナトリウムに使われておりましたRN-No. 1株というものがございまして、こちらに導入されました変異型酸性ホスファターゼ遺伝子にさらに変異を加えた株でございます。

本件添加物は、高度に精製されたものということで、同じページの「Ⅱ．食品健康影響評価」に記載のとおり、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づきまして、安全性が確認されたと判断されております。

こちら最後のページにございますように、期間中の御意見はございませんでした。

続きまして、7-4でございます。p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統ということでございまして

て、除草剤耐性のダイズでございます。

6 ページの概要でございますように、この系統のダイズはエンバクに由来します *avhppd-03* 遺伝子と、2 種類の改変ホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼ遺伝子を導入して作出されております。

これらがコードするタンパク質が発現することで、メソトリオンなどの *p*-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤と、除草剤グルホシネートに対する耐性が付与されているというものでございます。

評価の方でございますけれども、21 ページでございます。「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づきまして評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないという御判断をいただいております。

こちら最後のページに意見・情報の募集結果がございますけれども、期間中に御意見はございませんでした。

以上 3 件につきましては、よろしければ、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について御意見、御質問がございましたら、願います。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 今の資料 7-4 の 8 ページの 4. のところに「アレルギー誘発性に関する事項」が書いてあるのですが、ここの下から 2 行目と一番下の「β-コングリシン」と「グリシン」というのは、多分、β-コングリシニンとグリシニンの違いではないでしょうか。もし間違っていたら、確認していただけますでしょうか。

○池田評価情報分析官 確認して、必要に応じて修正させていただきます。

○佐藤委員長 では、確認して、もし違っていたら直していただきたいと思います。

他に何か、よろしゅうございますか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち ASP595-1 株を利用して生産されたフィターゼについては、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。RN-No. 2 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウムについては、「遺伝子組換え

微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。*p*-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（食品）については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして「*p*-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統（飼料）」に関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、資料7-5の3ページに要約がございます。そこを御覧ください。

これは、先ほど審議しましたダイズSYHT0H2系統の飼料としての安全性の評価になりますので、本系統の概要は、食品と同様でございます。

食品としての安全性については、先ほど審議を行ったとおり、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しております。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断しました。

追加等については事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。

先ほどのダイズの飼料としての評価ということでございますけれども、4ページをお願いいたします。こちらに概要がございますけれども、概要については、先ほど御説明のとおりでございます。

それから、この同じページの「Ⅱ. 食品健康影響評価」の1. にございますように、挿入された遺伝子または当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することは、これまでに報告がないということでございます。

次の2. の項目でございますけれども、食品としての安全性評価につきましては、先ほど御説明がありましたように、先ほど審議済みでございますので、ヒトの健康を損なうおそ

れないという判断になっているということが記載されております。

これらを考慮しますと、この遺伝子組換え植物に新たな有害物質が生成されることないということですので、畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられないということ。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性、それから、家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられないという評価でございます。

次のページ「なお」ということで、この系統のダイズでは栽培期間中に除草剤メソトリオン等の散布が可能になるということで、本系統でのメソトリオンとイソキサフルトール及びそれらの主要代謝物の残留量について確認がされておりますが、ここに記載のとおりでございました。

以上を踏まえた食品健康影響評価の結論につきましては、ただ今、山添委員から御説明をいただいたとおりでございます。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントも行われているものでございますので、これまでの取り扱いと同様に、パブリックコメントを行わず、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、飼料添加物1品目に関する食品健康影響評価でございます。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○鋤柄評価第二課長 資料7-6をお願いいたします。飼料添加物である *Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼでございます。本件は、

先ほど遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果として説明がありましたASP595-1株を利用して生産されたフィターゼと同じ剤でございます。

2ページの審議の経緯をお願いいたします。本飼料添加物につきましては、2月9日の本委員会におきまして肥料・飼料等専門調査会における審議結果を御審議いただき、3月10日まで国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。「5. 使用目的及び使用状況」でございますが、本飼料添加物は、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、豚及び鶏の飼料に添加して使用されます。

次に、11ページをお願いいたします。「IV. 食品健康影響評価」でございます。本飼料添加物について、各種遺伝毒性試験の結果は、いずれも陰性でございました。また、ラットを用いた亜急性毒性試験及び各種動物を用いた飼養試験において影響は見られず、本飼料添加物については、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられました。

次に、最後から2枚目の紙をお願いいたします。本件について、意見・情報の募集を行いましたところ、1件の御意見をいただいております。

御意見といたしましては、今回の審議は迅速に実施されたことの他に、飼料添加物の導入の推進及び指定に関する内容でございましたので、回答として、飼料添加物の導入の推進及び指定に関する御意見については、農林水産省にお伝えしますということとしております。

次に、最後のページですが、評価書（案）の文言等について、記載の整備等を行っております。

本件につきまして、差し支えなければ、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(8) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」です。

事務局から説明してください。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。資料8でございます。これは、私どもが行いましたリスク評価の結果に基づく施策の実施状況の調査でございます。

調査対象でございますけれども、(1) (2)とございますが、これは私どものリスク評価結果の通知を行った時期で分けてございまして、(1)は平成25年度に通知を行ったものでございまして、これは全部で259品目、全てについて調査を行ってございます。(2)はそれ以前に通知をしたものでございまして、これにつきましては、25年9月末時点でリスク管理措置が講じられていなかった183品目を対象にしてございまして、合計は442品目でございます。

資料が多くて恐縮でございますけれども、参考資料1という横紙のペーパーを御覧いただきたいのですが、添加物、農薬等、今回調査の対象とした442品目のリストでございます。

また資料8にお戻りいただきまして、裏面でございます。2ページ目でございますけれども、今回は、実施状況で203品目についての措置が講じられたとございます。これは、参考資料2という一枚紙の横紙を御覧いただきたいのでございますけれども、左の方に「リスク管理措置を講じたもの(A)」「一部措置済み(A')」から一番下の「その他(G)」までございますけれども、一番上の欄のAのところの一番右に117、これが平成25年度。それよりも前のものが86ございまして、これで203でございます。これにつきましては、リスク管理措置が講じられていたということでございます。

その内容でございますけれども、参考資料3を御覧いただきたいと思います。参考資料3でございますけれども、例えば添加物であれば、食品の規格基準が改正されたもの等々ございまして、2ページを御覧いただきたいのですが、農薬であれば、このような形でチェックしてございまして、例えばフルリドンは0.5から1.6%、これはADIに占める摂取量の割合を算出してございまして、これが80%を超えていないかどうかを確認しているということでございます。このように、リスク管理措置の内容につきましても、妥当かどうかを確認してございます。

次は、資料8にお戻りいただきまして、2ページ目でございますけれども、ここで幾つかの滞留品目というものがございまして、要は、進捗が見受けられないような品目がございまして、これにつきましては2番でございます。具体的な品目については、参考資料4に数字だけ掲げてございます。

それから、3ページでございますけれども、これら滞留品目の中で特に重要なものにつきましては、ヒアリングを行うことになってございます。結論から申し上げますと、今回は

ヒアリング対象品目はなかったということをごさいますして、農薬でございませけれども「評価結果が現状より厳しいリスク管理措置を求める内容となっている」及び「暴露状況に関し不確実な要素がある」の2点にいずれにも該当したものはヒアリングを行うことになってございませ。これに該当するものは、農薬はクロルピリホスでございませけれども、これは25年11月にヒアリングを行ってございませして、その時点から、調査時点である26年9月まで1年を経過していないことから、今回はヒアリングの対象外とになってございませ。

動物用医薬品では、エリスロマイシンがこの上の2条件に該当しませけれども、リスク管理措置が遅れることによる健康影響の可能性が低いと推定されておりますので、今回は対象外でございませ。

これにつきましては、参考資料5を御覧いただきたいのですけれども、このようなチェック表といひませか、リストをつくってございませ。1ページ目に「(1)添加物」がございませ。品目がございませして、評価結果で、③が現状より厳しい管理措置を求める内容かどうか、④が暴露状況でございませ。このようなものをつくってございませして、例えば2ページであれば、クロルピリホスでございませけれども、現状より厳しい評価を求めている、そこは○でございませし、暴露状況でございませけれども、国内の登録があるということから、暴露の可能性がある。あるいは検出された農薬等の推計から、暴露については条件を満たしているところとございませ。ただ、ヒアリングの実績がございませるので、今回は対象にしてございませせんけれども、備考として、ARFDの設定について再諮問を予定しているということになってございませ。

それから、同じ資料の4ページを御覧いただきたいのですけれども、網かけのところは動物用医薬品のエリスロマイシンがございませ。これにつきませしても、現状よりも厳しい管理を求める内容とになっておりますし、あるいは暴露についても条件を満たしている訳でございませが、備考の方で、農林水産省において、残留試験を実施して、データを取りまとめているというような状況とになってございませ。

以上から、今回につきましては、これらについてはヒアリングの対象とにならないということとございませ。

それから、最初の資料8の方に行きませして、「自ら評価品目」といひのが3ページの3にございませ。今回、「自ら評価」案件につきませして、新たに少し整理をしてございませ。ヒ素、DON、NIV、オクラトキシンA、カンピロ、トランス脂肪酸につきませして、リスク管理機関の進捗状況は、ランク区分の「A」とか「E」とか「F」は、先ほどの参考資料2に書いてあるとおりでございませけれども、このようになってございませ。

これにつきませしても、参考資料6を御覧いただきたいのですけれども、2枚紙でございませ。食品のヒ素でございませけれども、厚生労働省、農林水産省でも一定の取り組みをやってございませして、1ページの一番下でございませが、食品安全委員会としては、具体的なリスク管理措置を求めるリスク評価結果ではないこと、両省とも新たな知見の収集に努めていること、さらに、農林水産省においては、低減対策を行ってございませることから、両省と

も「A」としてございます。ただ、これをもってヒ素の対策が終わりということではなくて、食品安全委員会、各省において研究や実態調査が行われていますので、それらを踏まえた措置が、場合によっては必要ということかと思っております。

おめくりいただきまして、DONとNIV、オクラトキシンAでございますけれども、厚生労働省の方は、DONとNIVは審議会で審議中、あるいはオクラトキシンAについては準備中でございます。農林水産省の方では、いろいろな低減対策を行っているということでございます。

次の3ページがカンピロバクター・ジェジュニ／コリでございます。評価結果の概要でございますけれども、2行目の後半「計6種類の対策について、各種組合せによるリスク低減効果の順位付けを行った」というものでございまして、それを踏まえて、厚生労働省、農林水産省とも一定の取り組みをしてございますので、食品安全委員会としては、本評価結果で記載した6種類の対策について、両省ともに対応や検討がなされていることから「A」と整理してございます。

他方、カンピロによる食中毒は減っていないという状況がございますので、引き続き、関係機関が連携して状況の改善に向けて課題の解決に取り組んでいくことが必要かと思っております。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等ございますでしょうか。

何か追加でありますか。

○植木情報・勧告広報課長 ちょっと追加といたしますか、参考資料6の4ページ目にトランス脂肪酸についても書いてございまして、一昨年来、トランス脂肪酸についていろいろと報道がなされましたけれども、私どもの評価につきましては、既に情報発信とか検討は行われていることから、リスク管理機関、厚生労働省、農林水産省、消費者庁とも「A」という整理をしてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 何か御質問ございますでしょうか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 先ほど厚生労働省の山本課長に聞いたのですけれども、ARfDを決めたということで、例えばこれだと2ページとか3ページに、ADIに対するパーセントがちゃんときちり、こんなものだよと出ているのですが、こういうものは、ARfDについては計算する予定はあるのでしょうか。

○佐藤委員長 吉田先生、何かコメントありますか。

では、関野課長から。

○関野評価第一課長 これまでもきちんとそのあたりはフォローされていると思いますし、これからもやっていく必要があると思っております。

○佐藤委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

他に何か御質問等ございますか。

(9) 平成28年度食品安全モニターの依頼について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成28年度食品安全モニターの依頼について」です。

事務局から御報告ください。

○植木情報・勧告広報課長 資料9でございます。

平成28年度の食品安全モニターにつきましては、2行目でございますけれども、定員136名に対しまして265名、1.95倍の応募がございまして、それらの方につきまして、応募の資格、栄養士さんとかそのような食品の安全に関する基礎的な知見を持っている資格を満たしているかどうかのチェック、あとは応募の理由、あるいは食品安全に関する提案につきまして、論文といたしますか、ちょっと文章を書いていただきまして、それらを審査しまして、136名を選定いたしました。

その結果、(1)でございますけれども、新しく選んだ方につきましては、男女比が大体半分でございます。ただ、全体で見ると昨年度とほぼ同じで、女性がやや少ないかなということでございます。

(2)が年代でございますけれども、新しく選んだ方につきましては、40代が結構多いということでございます。ただ、全体で見ますと50代がちょっと多いという結果でございます。新しく選ばれた方につきましては、4月1日付で依頼をしたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 2点質問があります。

まず1点目は、応募してきた方265名、本当に広報もうまくいったのだと思うのですけれども、応募して下さってありがとうございますということと、その応募してきた方の全体像が分からないのです。この資料9の選定結果の(1)に新規モニターの性別がほぼ男女1対1とあるのですが、応募してきた方全体でもやはり1対1だったのかということ。

あと、年代ですけれども、28年度モニター全体では山型の分布になるということですが、新規モニターだけ見ると40代が特に突出して多いという選び方をされているのですけれども、応募してきた方全体がこの新規モニターと同じような分布をしていたのかということ。

あと、地域性、人口もいろいろありますけれども、応募に関して何か地域的な特徴が見られたのかということと、応募してきた方の全体像を少し教えてほしいということが1点。

もう一点ですけれども、定員が136ということで、ありがたいことに定員オーバーの状況だった訳で、1.95倍ということで、ほぼ半分の方が落ちてしまった。受かった人たちにはもちろん依頼をしなければいけないのですけれども、落ちた方々に落ちましたという連絡をするのかどうかというのが分からないので、それが1点。

多分、お知らせはしない方向なのかなと思っているのですが、そうした場合に、今、課長から御説明があった選定理由について、例えばホームページなりできちんと見える化しておかないと、何で私は落ちたのだろうと思ってしまうと、その人たちに対しても失礼なのではないかと思うので、どのように落ちた人たちにインフォメーションというか、見える化するのかというところの2点をお尋ねしたいと思います。

○植木情報・勧告広報課長 新しくなった136名の属性ですけれども、応募の方の属性につきましては、データを少し整理させていただいてからお答えしたいと思います。

それから、応募はどういうところが多いかというのは、やはり東京都、神奈川県、大阪府とか、人口の多いところが多いという傾向にございます。

それから、今回残念ながら採用とならなかった方でございますけれども、募集要項に、採用されなかった方には連絡をしませんので、あらかじめ御了承くださいとは明記してございます。ただ、確かに御指摘のように、せっかく応募する時には応募の理由とか御提案を書いていただきますので、個別に御回答はできませんけれども、Facebook等で、このような多くの応募があって、こういう理由で選ばせていただきましたというような内容で御説明をしたいと考えてございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

倍率が結構高かったというのが分かれば、また次の機会を狙う人もいるでしょうし、そういうフォローも大事だなという感じがいたします。

他に何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局は、平成28年度食品安全モニターの依頼手続を進めてください。また、これからモニターになる皆様、あるいは継続の皆様には、活発な活動を期待しているということをお伝えしたいと思います。

(10) 食品安全関係情報（2月20日～3月4日収集分）について

○佐藤委員長 それでは、次の議事でございます。

「食品安全関係情報（2月20日～3月4日収集分）について」です。

事務局から報告してください。

○植木情報・勧告広報課長 資料10-1でございますけれども、今回は、2月20日から3月4日収集分でございます。

ハザードの関係では、化学物質、微生物・プリオン・自然毒が多いということ、あるいは地域では欧州が多いということは、いつもと同じでございます。

裏側でございます。主なものの御紹介でございます。

【化学物質】の最初でございますが、スペインのカタルーニャ州食品安全機関、報告書「化学物質汚染 カタルーニャ州におけるトータルダイエットスタディ 2012年」で鉛の状況とございますけれども、内容につきましては、鉛の摂取量が大幅に減少していると。これは、2000年と2005年と2012年で調査してございますけれども、減少しているという内容になってございます。

それから、次のBfRでございますけれども、メディア報道と科学的評価とのかい離が消費者を懐疑的にさせるとの調査結果を公表とございます。ドイツでは、一部のメディアで、母乳とか尿からグリホサートが検出されたという報道がなされまして、その影響で消費者は農薬に関して懸念を持っている。他方、専門家はそうではないという内容でございます。

一方で、母乳や尿からグリホサートが検出されたという報道はあったのでございますけれども、実際には、再度チェックをしましたところ、母乳中のグリホサートは検出不能なレベルであって、そもそもその報道が科学的に正しくないということでございます。ただ、そういう情報によって消費者は影響されているということをBfRは発表してございます。

それから、資料10-2でございますけれども、今回御紹介するハザードに関する主な情報でございますが、EFSAが、新興リスクに係る利害関係者協議会の活動に関する2015年の報告書を公表してございます。

1. でございますけれども、この協議会は2010年の設置以来、新興リスクに関するデータ及び情報の交換を目的として活動してございます。

具体的には、下の方のStaCG-ER、これが新興リスクに係る利害関係者協議会でございますけれども、そこから出されたのが4つございまして、最初の「ピアス病菌と呼ばれるキ

シレラ属菌」の関係で、これはECから評価を要請されたものでございます。

次の「アレルギー対応指針がないことによるリスク」でございますけれども、これは、アメリカとかカナダのクミンから、表示されていないけれども、ピーナツとかアーモンドのタンパク質が検出されたということがございまして、そのような問題にどう対応するかということで、何々の可能性があるというような表示をすると、かえって消費者の信頼をなくすとか、そのような懸念があるということが書かれてございます。

3. の「死後病変と豚の有機生産システム」というのも、タイトルは仰々しいのですけれども、中身を見ますと、ヨーロッパでは有機の豚の販売量が大幅増えていまして、他方、有機の豚ですので、抗生物質とか薬の使用は非常に制限をされていますので、多分そういう制限がされていると、有機の豚の生産もなかなか増えないので、その辺を少し検討しようではないかという内容になっています。

4. の「ビフェニル、アントラキノン、2-フェニルフェノール」でございますけれども、これはココナツオイルから検出されたものでございまして、恐らくココナツオイルの製造の過程で入ってきたものとのことでございます。

あと、EFSAからは海藻が出ておりまして、海藻にはヒ素を始めとしてからいろいろなものが入っているということを書いてございまして、多分、日本人であれば、大体食べる量とかは分かっていますけれども、ヨーロッパの方にとってみれば、まだなじみがないものだと思いますので、そういうことで取り上げているのだろうなという感じでございます。こういうものが、ヨーロッパでは関心となっているということでございます。

裏面には関係情報を記載してございますけれども、日本では、私ども、今日もございましたけれども、「自ら評価」ということで広く一般の方から課題を募集してございますので、その審議結果等を記載してございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 日本語訳の話なのですが、食品安全委員会で一般的に「新興リスク」と使っているのですかねというところで、もし使っていないのであれば、この「新興リスク」というものについて、少し説明をしないと、直訳なのかなと思っています。

それと「有機豚」というのも、多分、有機の飼料を食べて育った豚のことなのですかね。というところで、解説をしておかないと、単語がひとり歩きしていくのがちょっと。原本に戻ってくれる人だとありがたいのですが、わざわざ日本語訳をしているということは、戻らないでそのまま言葉が流布される可能性があるので、※印か何かで解説をした

方がいいのではないのでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

新興リスクの方は「Emerging Risks」で、「Emerging Risks」とした方がイメージが湧くのですけれども、食品安全委員会というよりは、私ども情報・勧告広報課では今まで新興リスクという訳語を使っておりました。そこは注釈をつけたいと思います。

有機豚につきましては「organic pig production systems」ということで、有機の生産システムということなので、対象物が豚かシステムかの違いがありますが、原文を確認して、きちんと分かるようにしたいと思います。

有機の豚の場合、有機の餌を与えるのと同時に、御承知のとおり、薬もなるべくやらないということになっており、薬を使った場合も、出荷するまでに一定の休薬期間を設けなくてはいけないとか、そのような制約がございますので、そういうシステムに関することだと思います。

○堀口委員 「2. EFSAから出された課題」には「海藻 (sea weed)」と書いてあるので、英語の単語をそのままそこに括弧書きで入れておくだけでも違うかなと思います。

企画等専門調査会は、別に新興リスクに限った話で「自ら評価」を募集している訳でもないかなと思うので、そういう意味で、括弧書きの中に英語の単語そのものを入れていただければと思うのです。

○植木情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

○佐藤委員長 新興リスクというのは、多分、新興・再興感染症などと使っているから分かりやすいかもしれないけれども、有機豚は、無機豚がいる訳はないので、有機農法とかそれに準ずるもので育てたものだろうとは理解しますけれども、これはやはり注釈を入れていただきたいなという感じがいたします。

他に御意見あるいは御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(11) ワーキンググループの設置について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「ワーキンググループの設置について」です。

まず、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 お手元の資料で言いますと、資料11-1と11-2の2つを御用意ください。

食品安全委員会では、必要があると認める時、あるいは特定の分野について審議を行う際にワーキンググループを設置することができるという規程が、平成15年7月に定められました「専門調査会に関する運営規程」で設けられております。この運営規程は、最終改正が昨年10月1日になされておりました、それ以降、適宜、食品安全委員会の直下にワーキンググループを幾つか設置してきているところでございます。今回、2つのテーマに関しまして、ワーキンググループの設置をお願いするものになります。

まず、資料11-1を御覧ください。「清涼飲料水等に関するワーキンググループの設置について」です。

1に趣旨を少し書いてございますけれども、我々のところには、既に3年前になります、平成25年4月の段階で、清涼飲料水中に含まれます亜鉛ですとか鉄、カルシウム、マグネシウムといったものに関する評価依頼がなされておりました、これらに関しましては、ほかの分野とは違って非常に特性を踏まえた専門的な審議が必要ということを考えまして、今回、ワーキンググループの設置をお願いするものでございます。

「2 所掌事務」は、ここに書いてございますとおり、基本的には、今、評価依頼を受けております亜鉛、鉄、硬度（カルシウム、マグネシウム）を中心に当初行ってまいりまして、そのほか水道水に含まれますミネラル等に関しまして、このワーキンググループでカバーできると考えておりました、そういったところを所掌事務として掲げております。

「3 構成及び運営」に関しましては、既に設置されております幾つかのワーキンググループと基本的に同じでございます、専門委員により構成するという、あるいは座長を置きまして、座長は互選により選任する等について、明記しているところでございます。

もう一つ、資料11-2を御覧ください。こちらは「評価技術企画ワーキンググループの設置について」です。

まず最初の1の趣旨に書いてございますとおり、リスクアナリシスに係る新たな評価技術といったものが国内外で開発されておりました、国際的にはこれらが評価へ積極的に導入されているといった潮流がございます。そういったことを踏まえまして、我が国におきましても、それぞれのハザードに対しまして、より最適な評価方法を導入していくことが必要になってくる訳でございます、それを通じまして、より科学的で、かつ国際水準にあるリスク評価を行っていきたいと考えているところでございます。

この評価技術に関する企画あるいは検討というものは、非常に分野横断的でございます、既存の調査会等ではカバーし切れないものでございますので、特別にワーキンググループを設置して、そこで検討を行いたいというものでございます。

「2 所掌事務」については、御覧のとおり、新たな技術の企画等に関する事項について広く調査審議を行うという内容です。

そして「3 構成及び運営」に関しましては、先ほどの清涼飲料水等に関するワーキン

グループですとか、あるいは既存ワーキンググループと同様の規定を設けているところ
でございます。

もし御了解いただけるようであれば、新年度、4月1日をもって、2つのワーキンググ
ループについて設置をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お
願いたします。特にございませんか。

それでは、本件については、資料11-1及び資料11-2のとおり、委員会のもとに清涼
飲料水等に関するワーキンググループ及び評価技術企画ワーキンググループを設置するこ
ととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、案のとおりワーキンググループを設置することといたします。

(12) その他

○佐藤委員長 他に議事はございませんか。

○小森総務課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週4月5日火曜日14時から開催を予定しております。

また、30日水曜日10時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、同じく30日14時か
ら「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっ
ております。

以上をもちまして、第600回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。